

令和元年度

北多摩北部地域保健医療協議会
くらしの衛生部会

会 議 録

令和 2 年 2 月 7 日
多 摩 小 平 保 健 所

1 開催日時 令和2年2月7日(金曜日)
午後1時15分から午後2時45分まで

2 会場 多摩小平保健所 1階 講堂

3 北多摩北部地域保健医療協議会 暮らしの衛生部会委員

氏名	現職
田中 英樹	一般社団法人清瀬市医師会長
北村 晃	一般社団法人東京都東久留米市歯科医師会長
石塚 卓也	一般社団法人東村山市薬剤師会長
清水 善信	警視庁小平警察署長
大山 房七	北多摩北部食品衛生協会会長
榎本 晃浩	小平環境衛生協会会長
奥澤 康司	元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長
西村 一弘	公益社団法人東京都栄養士会長
小山 康子	公募委員
矢ヶ崎 直美	清瀬市健康福祉部健康推進担当部長
長澤 孝仁	東久留米市福祉保健部長
青柳 元久	西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長
山下 公平	東京都多摩小平保健所長

(敬称略)

4 欠席委員

- ・西村委員

5 代理出席者

- ・警視庁小平警察署 岩田生活安全課長（清水委員代理）

6 出席保健所職員

- ・井上企画調整課長
- ・福田生活環境安全課長
- ・筒井地域保健推進担当課長
- ・糟谷保健対策課課長代理

会 議 次 第

1 開 会

2 所長挨拶

3 委員及び保健所幹部職員紹介

4 部会長選出

5 議 事

(1) 地域保健医療推進プランの進捗状況について

(2) 食を通じた健康づくりの取組について

(3) 乳児ボツリヌス症についての意識調査及び普及啓発について

(4) 情報提供

ア 食品表示法及び食品表示基準による表示について

イ 感染症の発生動向について

ウ 令和元年度課題別地域保健医療推進プランの取組について

「保健所広報活動の新たな展開～感染症予防の効果的な普及啓発を中心に～」

エ 受動喫煙防止対策について

(5) その他

6 閉 会

開会：午後1時12分

【福田生活環境安全課長】 定刻より少し早いのですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和元年度北多摩北部地域保健医療協議会くらしの衛生部会を開催いたします。着座にて失礼いたします。

議事までの間、司会進行を務めさせていただきます、私は多摩小平保健所生活環境安全課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、多摩小平保健所長、山下より御挨拶申し上げます。

【山下多摩小平保健所長】 皆様、こんにちは。多摩小平保健所長の山下でございます。本日は皆様お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から北多摩北部地域保健医療協議会の運営並びに保健所業務への御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この、くらしの衛生部会でございますが、北多摩北部地域保健医療協議会の部会の一つでございます。今年度は委員の改選がありましたので、新しい委員構成での初めての部会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

この部会では、食を通じた健康づくりのほか、医薬品や食の安全をはじめとする生活環境の安全・安心の確保、そして、感染症対策や健康危機管理の推進を所掌事項としております。

感染症対策につきましては、今まさに中国から発生した新型コロナウイルス感染症に対する危機管理対応の真っただ中でございます。ここ数日も、横浜港に停泊しております大型クルーズ船における集団感染についてのニュースが連日続いておりますし、また、本日、中国・武漢からの帰国の第4便も羽田に到着しております。

こうした中、都では、これまでも保健所や専用のコールセンターで都民の皆様からの御相談に対応しておりましたが、本日から各保健所に帰国者・接触者電話相談センターを設置し、相談を受け付けますとともに、必要に応じて医療機関を御案内することとしております。圏域住民の皆様のご不安を解消し、一刻も早くこの事態が収束に向かうよう、保健所としても最大限の努力を行ってまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けまして、4月からは改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例がいよいよ全面施行となります。住民の安全な暮らしと健康を守るための取組を圏域の関係機関、団体の皆様とともに進めていきたいと

考えているところでございます。

本日、限られた時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただければと思います。

簡単ではございますが、部会開会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 次に、本日御出席の委員を御紹介いたします。机席にお配りした座席表と出席者名簿を御覧ください。

窓側の事務局側から、清瀬市医師会長、田中委員でございます。

【田中委員】 田中です。

【福田生活環境安全課長】 東久留米市歯科医師会長、北村委員でございます。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 東村山市薬剤師会長、石塚委員でございます。

【石塚委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 小平警察署長、清水委員の代理で岩田生活安全課長でございます。

【清水委員代理（岩田）】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 北多摩北部食品衛生協会会長、大山委員でございます。

【大山委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 小平環境衛生協会会長、榎本委員でございます。

【榎本委員】 よろしくお願ひします。

【福田生活環境安全課長】 元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長、奥澤委員でございます。

【奥澤委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 公募委員、小山委員でございます。

【小山委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 清瀬市健康福祉部健康推進担当部長、矢ヶ崎委員でございます。

【矢ヶ崎委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 東久留米市福祉保健部長、長澤委員でございます。

【長澤委員】 よろしくお願ひいたします。

【福田生活環境安全課長】 西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、青柳委員でございます。

【青柳委員】 よろしく願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 多摩小平保健所長、山下委員でございます。

【山下委員】 よろしく願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 なお、東京都栄養士会長、西村委員でございますが、所用のため欠席との御連絡をいただいております。

引き続き、保健所幹部職員を紹介させていただきます。

企画調整課長、井上でございます。

【井上企画調整課長】 よろしく願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 地域保健推進担当課長、筒井でございます。

【筒井地域保健推進担当課長】 よろしく願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 なお、保健対策課長の桑波田でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する対応のため欠席で、本日は、糟谷保健対策課課長代理が代理出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。座席表、出席者名簿のほかに、ダブルクリップで留めたA4判の資料をお配りしております。会議資料のほか、資料1から資料13-5までを御用意しております。また、この他に、「北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」の冊子（会議用）を配付しております。御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日の会議、会議録及び会議資料につきましては、協議会の設置要綱により原則公開とされてございます。会議録は、後日、ホームページに掲載いたします。

また、記録・広報用に会議中の写真を撮影させていただきますので、併せて御了承をお願いいたします。

続きまして、次第の4、部会長の選出をお願いしたいと思います。今年度は委員の改選がございましたので、部会長を改めて選出する必要があります。資料2「地域保健医療協議会設置要綱」第7の3の規定によりまして、部会長は部会の委員の互選により選出することとなっております。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

石塚委員、お願いします。

【石塚委員】 前回の部会の部会長を務めていただきました奥澤委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【福田生活環境安全課長】 ありがとうございます。

奥澤委員を推薦する御発声がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【福田生活環境安全課長】 それでは、ただ今御了承いただきましたので、部会長は引き続き奥澤委員にお願いをしたいと思います。

奥澤委員、部会長席へ移動をお願いします。

それでは、奥澤部会長より一言御挨拶をいただきたいと思います。

【奥澤部会長】 部会長を仰せつかりました奥澤でございます。微力ではございますが、皆様の御協力をいただき円滑な議事の進行に努めてまいりますので、どうぞよろしく願います。

【福田生活環境安全課長】 それでは、ここからの進行は奥澤部会長にお願いをしたいと思います。

奥澤部会長、よろしく願います。

【奥澤部会長】 それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

まず、議事（１）地域保健医療推進プランの進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 はじめにプランの推進方法について御説明をいたします。資料３、「北多摩北部地域保健医療推進プランの推進方法について」が時系列のチャートになっておりますので、そちらを御覧ください。

推進プランを策定した地域保健医療協議会で定期的に進行管理を行い、着実に推進をしているところでございますが、個別のプランの具体的な進捗状況と取組、今後に向けた対応などについては地域保健医療協議会の下に設置をした３つの専門部会において討議を行っております。

推進プランの進捗状況につきましては、チャートの右側にありますように、２０２０年度に中間評価を、２０２３年度に最終評価を実施します。具体的には設定をした保健医療の指標につきまして、実績を把握して取組の進捗状況を確認します。また、保健所及び各市において個別プランごとに自己評価を行って、それを専門部会で討議して圏域における個別プランごとの評価結果を協議会で協議いたします。

チャートの左側、個別プランの取組状況把握の下に記載されている米印のところを少し御覧いただきたいんですけども、中間評価や最終評価ではない、その他の年度は、重点プラン及び共通項目関連プランについて取組状況を把握との記述があります。したがって、今年度は重点と共通項目について取組状況を把握します。

続いて、資料4、「各部会の所掌項目」を御覧ください。協議会の下に3つの専門部会が設置されている図になります。その図の真ん中が「くらしの衛生部会」で、「食を通した健康づくり」、「医薬品や食品の安全確保」など、身近な生活環境にかかわる事項を主に所掌している部会になります。

さらに、その次の資料5、「地域保健医療推進プラン（2018年度～2023年度）一覧」を御覧ください。一番上には、左から項目、プラン名、共通項目と重点の区別、ページ、所掌部会、指標、目標値などの見出しがあります。真ん中にある所掌部会を見ますと、くらしの衛生部会のほとんどは、おめくりいただいた2枚目のほうに●が打ってありまして、本日はその中でも、その少し左側にあります共通項目と重点に◎と★がありますけれども、その4項目の取組状況を報告させていただきます。

次に、プランの取組状況について御説明をいたします。A3判の資料6、「地域保健医療推進プラン取組状況シート」を御覧ください。

先ほどお話ししましたように、今年度は重点と共通項目について取組状況を把握いたします。シートは4枚、4項目ございまして、各シートの左上に記載がありますが、1ページ目が共通項目の「医薬品等の安全確保・適正使用の推進」、おめくりをいただきまして、2ページ目が、1ページ目の裏にあります重点・共通、「食品の安全確保の推進」、3ページ目が共通項目、「公衆浴場等営業施設におけるレジオネラ症発生予防対策の充実」、またその裏、4ページ目が重点・共通、「感染症対策基盤整備の推進」となっております。

1ページ目にお戻りをいただきまして、共通項目、「医薬品等の安全確保・適正使用の推進」を御覧ください。縦軸に実施機関といたしまして、上から小平市以下の各市、一番下には当保健所が記載されております。横のほうの見出しには、2023年度、最終年度の達成目標、取組状況、保健医療の指標が記載されています。取組状況の令和元年度を見ますと、指標の②に記載されております「医薬品適正使用等に関する普及啓発」に沿って、リーフレットの配布などの普及啓発や、当所は講習会の実施のほか、指標①の「安全確保に向けた効率的な薬事監視指導の実施」を行っております。

続いて、2ページ目の重点・共通、「食品の安全確保の推進」を御覧ください。ここでの

指標は食中毒予防対策の実施であるため、各市の取組はなく、当所だけが取組を行っております。取組状況を御覧いただきますと、令和元年度のところの2点目には、食中毒（疑い）や苦情については迅速に対応とございますが、昨年は管内で食中毒事件は発生いたしませんでした。

また、その左の平成30年度取組状況の最後に、乳児ボツリヌス症に関するアンケートを市民まつり等で実施し、情報発信につなげたとの記述がありますが、こちらにつきましては、後ほど議事（3）で御説明させていただきます。

次に、3ページ目の共通項目、「公衆浴場等営業施設におけるレジオネラ症発生予防対策の充実」も、営業施設に対するレジオネラ対策であるために、2ページ目と同様に各市の取組はなく、当所だけが取組を行っております。

取組状況を御覧いただきますと、令和元年度と平成30年度ともに、①に全施設の検査と監視指導の実施、③の後段には発生予防のための衛生管理講習会の実施など、適切な対応を行っていることがおわかりいただけると思います。

【糟谷保健対策課課長代理】 おめくりいただきまして、4ページ目ですが、プラン名は「感染症対策基盤整備の推進」となります。指標としましては、「正しい手洗い等の普及啓発」としてございまして、指標の方向性は「充実させる」となっております。各市ともに定期接種の勧奨に取り組んでおられまして、個別勧奨のほか、市のホームページや市報を媒体とした広報をされております。清瀬市では、妊娠届出時や両親学級などの機会を通じまして普及啓発、東村山市では「市民健康のつどい」での、手洗いチェッカーを活用した啓発活動について御記入いただきました。保健所でも手洗いチェッカーの貸出しを行っておりますが、職員研修等で使っていただきまして、御利用者の方から好評をいただいております。その他に保健所が開催しています圏域にある病院の感染症対策担当者が一堂に会します感染症対策担当者連絡会が年2回あります。病院の特性、規模によって取り組むべき内容はそれぞれございますが、横の連携を作ることや専門医療機関との協力体制の構築のためにも活用していただいております。

また、一般の関係機関向けの感染症対策講習会には、毎年テーマを設定してございまして、関連する部署の方々に御参加をいただいております。今年度はグループホーム等、医療職の常勤職員がいない小規模入所施設の職員向けに講習会を実施しました。今年度の「課題別地域保健医療推進プラン」につきましては、後ほどお時間をおとりして御説明いたします。

【福田生活環境安全課長】 最後に、資料7を御覧ください。資料7には、1枚目に、

「食を通した健康づくり」、その次の2枚目に、「医薬品等の安全確保」と「感染症対策の推進」につきまして、市や関係団体の先進事例が記載されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

なお、1枚目、「食を通した健康づくり」の一番下のところに、小平市内全公立小・中学校給食のメニューで、地場野菜を使用してカレーを提供した「小平夏野菜カレーの日」について記述があります。後ほどの議事（2）で改めて御説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

ただ今事務局から推進プランの推進方法、それから、部会所掌項目のほか、個別プランの取組状況、先進事例等について報告がありました。この件について何か御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

資料がたくさんありますけれども、最後の資料7ですか、推進プランの先進事例として事務局から報告があった、「食を通した健康づくり」の2つ目の事例を拝見すると、御出席の公募委員の小山委員がかかわっていらっしゃるようなんですが、何か御発言ありませんでしょうか。

【小山委員】 恐れ入ります。「生涯にわたる食を通した健康づくりの充実」の2番目のところですが、清瀬市で紹介されていたところを拝見しました。市内では野菜がいろいろと生産されていて、地域でとれた旬の野菜をその地域で召し上がっていただく地産地消をしております。今、加工食品が非常に増えてきていると思うんですが、保育園や小・中学校の子供たちが実際に野菜に触れ、加工される前の状態を知ることによって興味や関心を持っていただく。それから、その次の段階で、調理をするときのヒントを紹介して下さっていて、簡単でお勧めのレシピを公開しています。実際にやってみようという次の行動を、子供たちから、その親御さんや祖父母世代の方に発信していくことによって、各年齢層全体に伝わっていくのではないかと思います。そうしたことにより広めていくと、生涯にわたる食を通した健康づくりの充実につながっていくのではないかと思います。やはり関心や興味を持ったことが、次の行動に移せるというところがとてもいいのではないかと考えましたので、報告させていただきました。ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

ただ今の御発言も含めて、他に何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願

いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事（２）の食を通した健康づくりの取組について、事務局から説明をお願いいたします。

【山田課長代理】 保健栄養推進担当の山田でございます。よろしくお願いいたします。

資料８を御覧ください。「食を通した健康づくりの取組」の紹介をさせていただきます。

北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランでは、「食を通した健康づくり」の中で、生涯にわたる食を通した健康づくりの充実を目指しております。推進するための会議体として、今年度から５市と関係機関、学識経験者等の委員構成で「栄養・食生活ネットワーク会議」を開催しております。９月に第１回会議を、１月に第２回会議を開催しました。管内での循環器疾患の医療費が高い状況や、高血圧・糖尿病等生活習慣病が多いなどの状況を勘案し、プラス減塩を意識した食事として、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事の推進を目指すこととしました。

ご飯、パンなどの主食、肉、魚、卵、大豆及び大豆製品などを主材料とした主菜、野菜、芋、キノコ、海藻などの副菜がそろった食事をとると、必要な栄養素がとれ、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を減らしたり、高齢者の低栄養を減らし、健康寿命を延ばすという報告がされております。

令和元年度では、栄養バランスのとれた食事や、来年度から加工食品に栄養成分表示の義務化が完全施行されるので、市民が栄養成分表示を活用するための共通媒体である、リーフレットの検討を行いました。

裏面を御覧ください。(３)で、令和２年度北多摩北部圏域で連携して取り組む予定です。

①栄養バランスの普及ということで、ライフステージ別に取組目標を記載した栄養バランスのとれた食事のリーフレットを用い、市や関係機関、給食施設へ配布して普及に努めます。

②給食を通じて栄養バランスを普及では、６月に学校や保育園でカレーの日を実施し給食だよりなどを用いて栄養バランスの普及を行います。これは後ほど詳細に説明させていただきます。

③食環境整備では、飲食店で高齢者に配慮したメニュー、食べやすくフレイル予防のためたんぱく質がとれるメニューを普及します。また、市民が栄養成分表示を活用できるように、今年度作成するリーフレットを活用して普及していきます。

次のページを御覧ください。先ほど御説明した令和2年度の圏域で連携して取り組める事業についてで「カレーをとおして栄養バランスを考える」の企画案です。

まず、裏面を御覧ください。こちらは先駆的事例ということで、先ほどお話も出てきましたが、既に小平市が、全公立小学校・中学校で市内産の夏野菜を使った「小平夏野菜カレーの日」を実施しております。地場産の野菜を認識し、野菜をとることを普及する手法として、この先駆事例を圏域全体でカレーの日として取り組めないだろうかという御意見をいただきました。

管内5市の学校給食で地場産野菜を使った取組状況については、5市とも地場産野菜を使った取組をそれぞれ行っていました。各市の学校給食主管課に聞きとりを行い、実施時期やメニュー、実施目的など、実現可能性をお聞きしました。1月の会議にお諮りし、圏域で連携して取り組める事業として、各市でできる範囲で実施することになりました。

表に戻っていただいて、実施目的ですけれど、栄養バランスのとれた食事を市民が実践できるように、給食と給食日より、それに関連した食育を通して広報することとしました。実施者は5市の学校・保育所等の給食施設、開始時期は6月の食育月間内のいずれか1日。実施内容は、カレーを提供し、できる範囲で地場産の野菜を使用し、野菜の使用は、この管内の野菜メニュー店で使用している120グラムとしました。食育の視点としては3点、1点目が、主食、主菜、副菜の栄養バランスのとれた食事のイメージを伝えること、2点目に、今年度作成するリーフレットに記載しているライフステージ別の栄養バランスの働きかけの視点を伝えること、3点目に、生産から食卓まで食べ物の地域での循環や、食育を通して食品のロスについて伝えることにしました。

期待される効果は、小学校の給食の児童の対象者は、この管内、約3万6,000人いますので、人口比で約4.9%、子供を通して栄養バランスを広範囲に周知できるということです。

評価は、事業評価として、給食を実際に食べた子供と、実施した栄養士を対象にアンケート調査を行う予定です。評価項目は下記のとおりで、1月の会議で更に御意見をいただいたので、その意見を反映して設計していきたいと考えております。

備考としては、それぞれの役割を記載しております。実施した結果などは、またこの会議などで御報告させていただければと思っております。

説明は以上です。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

ただ今、資料8によりまして、食を通した健康づくりに関して、多摩小平保健所栄養・食生活ネットワーク会議での取組について御報告いただきました。

これが圏域にもだんだん広がりつつあるという動きも含めて御説明があったと思います。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また引き続き、次回以降続報をいただけるというお話でもございましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、議事(3)乳児ボツリヌス症についての意識調査及び普及啓発について、事務局から説明をお願いいたします。

【福田生活環境安全課長】 これにつきましてはパワーポイントを使って御説明をさせていただきます。正面スクリーンが見やすいように、椅子などの向きを変えていただければと思います。

【井口主事】 生活環境安全課食品衛生担当の井口でございます。資料9-1を御覧ください。

まず、背景と目的からお話しします。平成29年、乳児ボツリヌス症による死亡例が発生しました。乳児ボツリヌス症は、乳児がボツリヌス菌の芽胞を経口摂取して腸管内で増殖することにより、ボツリヌス毒素が生成して発症します。その感染源として蜂蜜が関与している事例が複数報告されております。この乳児の場合は、発症の約1カ月前から離乳食として市販のジュースに蜂蜜をまぜたものを家族から与えられていました。そのため、都民の間で、乳児ボツリヌス症の危険性に関する情報が不足していることが懸念されました。

多摩小平保健所食品衛生担当では、管内の市民及び食品関係事業者へ、乳児ボツリヌス症及びその感染源として掲げられている蜂蜜の取扱いに関する意識調査を行い、この結果をもとに、改めて普及啓発を行いましたので御報告します。

続いて、調査についてです。保健所管内の市民祭りに出席した市民687名と、食品衛生実務講習会に参加した食品関係事業者583名、計1,270名にアンケートを配布し、解析を行いました。調査項目について、問Aから問Uでは、市民及び事業者の乳児ボツリヌス症の予防方法についての意識調査であり、蜂蜜自体を1歳未満の乳児に与えてはいけないこと、ハチミチを含む加工食品を乳児に与えてはいけないこと、また、蜂蜜を加熱し

たものを乳児に与えてはいけないことを知っているかどうかという項目になっています。今回の調査では、問アから問ウをまとめたものを、乳児ボツリヌス症の予防方法の認知度としました。

続いて、市民のアンケート結果についてです。市民の世代別の認知度について、全体のうち65.3%が乳児ボツリヌス症の予防方法を知っており、子育て世代と考えられる20代から40代の認知度は7割を超えたのに対して、シニア世代と考えられる50代以上では7割未満となり、世代が上がるにつれて認知度が下がる傾向が見られました。

また、乳児ボツリヌス症の予防方法の性別認知度は、女性が73.7%であるのに対し、男性は40.4%と低く、知らない割合が女性の2倍以上となりました。

次に、日頃、乳幼児の世話をする人の全体認知度は79.1%で、市民全体の認知度65.3%より認知度が上昇しました。世代別では、20代から50代までは8割以上の認知度でした。しかし、60代、70代以上は、子育て世代に比べ認知度が低くなりました。

ここまでの市民乳児ボツリヌス症の予防方法に関する意識調査でした。

続いて、事業者のアンケート結果についてです。事業者の世代別認知度について、乳児ボツリヌス症の予防方法についての世代全体の認知度は64.5%でした。世代別では、20代、40代、50代の認知度は7割を超えましたが、30代、60代以降では6割未満となりました。全体としては、年代が高いほうが予防方法の認知度が低い傾向が見られました。

また、事業者に対して蜂蜜を使用している場合はその旨を消費者へ伝えているかどうかという調査も行いました。その結果、蜂蜜を食材として使用している事業者のうち34.4%が蜂蜜の使用の情報提供をしていなかったため、業者に対して、蜂蜜が使用されていること及び1歳未満の乳児には与えないことの表示等を実施するよう改めて指導していく必要があります。

普及啓発に向け、ここまでの結果を受けて、乳児ボツリヌス症の予防方法の認知度について、市民と事業者に、検証の結果、有意な差がなく、事業者でも乳児ボツリヌス症の知識が不足している人がいることがわかりました。

あわせて、市民の間では、日頃乳幼児の世話をする人や女性は乳児ボツリヌス症の予防方法の認知度が高かった一方で、シニア世代や男性の認知度が低いことがわかりました。シニア世代は、子育て世代にかわって乳児の世話を担う可能性もあることから、子育て世代に加え、シニア世代にも普及啓発する必要があります。

また、乳児ボツリヌス症に関して、食品を提供する立場の事業者の認知度が市民と同等であったことは問題であり、乳児ボツリヌス症の知識の習得に努めるよう指導が必要と考えました。このため、普及啓発として、当所でリーフレットを作成しました。

資料9-2を御覧ください。この中で、事業者はもちろん市民に対してもわかりやすい資料としても活用できるように、蜂蜜が使用されていること及び1歳未満の乳児には与えないことの表示等の実施を求める内容を盛り込んでいます。こちらのリーフレットや講習会等を通じて、今後一人でも多くの方々に乳児ボツリヌス症の知識について普及啓発していきます。

最後に、アンケート配布、回収に御協力して下さった北多摩北部食品衛生協会の皆様に感謝を申し上げます。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

平成29年に発生した乳児ボツリヌス症による事件をきっかけに、保健所で取り組まれました調査、それから、普及啓発について御報告をいただきました。

ただ今の説明に関して何か御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

【田中委員】 田中です。少し確認したいんですけども、4ページの予防方法について世代別認知度の母集団のところの、まず、20代が11名となっており、ここだけかなり少ないので、少しもったいなかったなという印象があります。

次に、60代、70代の母集団が、60代が122名、70代が194名とかなり多いんですけども、次の、7ページの乳幼児の世話をする人の母集団の60代、70代もかなり多くなっております。本当にこの方たちが乳幼児を世話されているのでしょうか。

【井口主事】 アンケートによりますと、人数分、日頃乳幼児の世話をしているという回答がありました。ただ、どのような頻度で世話をしているのか、例えば週1回預かっているだけでも乳幼児の世話をしているというような受取り方で、世話をしていると回答している方も中にはいると思いますので、その点、アンケートに少し至らなかった点はあったかと思います。

【田中委員】 正確でなかったとしても、大まかにこういう値が出たとすれば、この60代、70代の世話をしている方々の中では、認識が足りない方がかなり多いということですかね。やはりここら辺の広報を今後していくべきなのかなと思いました。

以上です。

【奥澤部会長】 大変貴重な御意見ありがとうございます。その辺、今後ともよろしく
お願いいたします。

他にはいかがでしょう。

少し聞き落としたのかもしれませんが、最後に紹介された、この作られましたリーフレッ
トは既に配布をされているんですか。

【井口主事】 既に配布をしております。食品衛生担当は、普段お店に伺う機会が多い
ので、その際に小まめに配る等、事業者の方にお配りしている回数が多いかと思うんです
けれども、市民の方にはメールで配信しただけなので、直接配っている実感というのは、
まだないというように実感しております。

【奥澤部会長】 食品衛生監視員の方は、事業者の方との接触が非常に多いと思うんで
すけれども、今のシニアの方とか、そういうところではいろんな方々の御協力もいただか
なければいけないと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

そのときの業者の方の反応というのは何かありましたか。

【井口主事】 特段大きな反応は得られていないんですけれども、講習会等でリーフレ
ットを配ったときは、「へえー」とか、この内容をスライドでお示ししたときは、「意外と
知らないんだね」などの反応があったのは記憶にあります。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしければ、次の議事（４）の情報提供に移りたいと思います。

はじめに、アの食品表示法及び食品表示基準による表示について、事務局から説明をお
願ひいたします。

【秋葉課長代理】 生活環境安全課食品衛生推進第一担当の秋葉でございます。

資料１０－１、「たまこだいら食品衛生情報」について御説明いたします。座って説明さ
せていただきます。

食品表示は、原材料や賞味期限など、食品の様々な情報が記載されており、消費者が食
品を選択する上での重要な情報源です。食品衛生法、ＪＡＳ法、健康増進法の３つの食品
表示に係る規定を一元化した食品表示法及び食品表示基準が平成２７年４月１日に施行さ
れました。５年間の猶予期間を経て、本年４月１日から完全施行となります。４月１日以
降に製造される加工食品は、新基準による表示が必要になります。

新基準の変更点について御説明いたします。1つ目はアレルギーの表示です。アレルギーは、原材料の直後に括弧書きで表示する個別表示が原則です。例としては真ん中の表示のように、チョコレートチップ（乳成分を含む）のようになります。そのほか、旧表示では、例えば原材料にマヨネーズが使用されている場合、卵が使用されていることが明らかなので特に卵と記載しなくてよかったんですけども、新表示では、マヨネーズ（卵を含む）のように表示しなくてはならなくなりました。アレルギーを最後にまとめて表示する場合は、①のアレルギーの表示方法の下の表示の、（一部に小麦・乳成分・卵を含む）という赤字のように、小麦や卵は原材料として既に上に書かれていますけれども、それも含めて全て書かなくてはならなくなりました。

2つ目は、原材料と添加物の表示方法です。原材料の中で、どこからが添加物かわかるように、原材料の食品と添加物を明確に分けて表示することになりました。区分する方法としては、スラッシュ、斜め線で区分する左側の表示方法、それから改行する、食塩と乳化剤とで行を変えている右側の表示方法。3つ目として、添加物欄を設ける、上の表示のような方法があります。

次、裏面です。③と④については後ほど保健栄養担当から説明がございます。

次に、全ての加工食品に、原材料の産地表示が義務化されたことの説明をいたします。

こちらは、平成29年に改正されたため、まだ猶予期間です。使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の産地や製造地の表示が必要になりました。一番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。国内産の場合は国産、外国産の場合はその国名を表示します。例としては、ウインナーソーセージの原材料で一番多い豚肉の産地が必要になります。一番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示します。国内の場合は国内製造、外国の場合は国名を表示します。例としてはチョコレートケーキの原材料で、一番多いチョコレートがどこで製造されたものなのかが必要となります。加工食品の原材料の生鮮食品の産地を原料原産地として、製造地のかわりに表示することもできます。例としてはチョコレートの原材料のカカオ豆がどちらの産地のものなのかを表示することで製造地のかわりになります。

以上になります。

【山田課長代理】 続きますして10-2、栄養成分表示義務化の完全施行についてのチラシの御説明をさせていただきます。

先ほども少しお話がありましたように、栄養成分表示が、今まで任意表示だったものが

義務化されます。令和2年3月31日までが経過措置期間だったのですが、4月1日以降は加工食品製造に栄養成分表示が必要になってきます。

チラシの下のほうを御覧ください。栄養成分表示ということで、1食分または100グラム、100ミリリットル当たりということで表示します。熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量という順番で表示します。今まではナトリウム表示だったものが食塩相当量という形になります。

保健所では様々な機会を通してこのチラシで食品関連事業者の方に周知しております。

裏面を御覧ください。食品関連事業者の方が栄養成分表示について困ったときの資料ということで、自分で計算して作成する際の情報提供等も行っております。事業者からの相談もお受けしております。

引き続き周知の御協力等をよろしく申し上げます。

以上です。

【奥澤部会長】 今年ですか、4月1日から義務化される食品表示法等による表示について説明がありました。

ただ今の説明に関して何か御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 1点だけ。10-2の、食品単位は、100グラム、100ミリリットル、1食分、1包装、その他1単位のいずれかを表示しますということですが、この表示方法は製造会社が自由に決められるんですか。それともこの食品に関してはこれで表示するようにと決められているのですか。

【山田課長代理】 食品業者が決めることです。

【北村委員】 それは自由なんですか。

【山田課長代理】 はい。消費者にわかりやすいようにということでお願いしております。

【北村委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 他にはいかがでしょうか。よろしければ次に進みたいと思います。

次に、イの感染症の発生動向について、事務局から説明をお願いいたします。

【糟谷保健対策課課長代理】 感染症対策担当の糟谷です。

まずは資料11-1を御覧ください。多摩小平保健所管内の感染症流行状況について掲

載しております、2020年第5週分の最新の多摩小平保健所感染症NEWSとなります。

管内のトピックスは、季節柄、インフルエンザと感染性胃腸炎になります。例年になくインフルエンザの流行開始は早かったんですが、その後は例年に比べて報告数は少なく推移しております。ただ、少ないながらも、多摩小平保健所管内は警報発令中ではありますので注意が必要な状況です。

感染症ニュースの下段、保健所からのお知らせに掲載しております新型コロナウイルス感染症についてですが、こちらは次の資料11-2、感染症ひとくち情報と併せて御覧ください。

皆様も報道等で御覧になっているところだと思います。感染症法の指定感染症への指定、武漢市を含む湖北省への渡航歴のない感染者の確認といった報道がなされており、このように刻一刻と変わる状況に合わせて保健所も対応しているところです。依然として新型コロナウイルス感染症については不明点が多く、また今後の感染拡大の可能性を考慮しますと不安要素が大きいところではありますが、都民向けの感染症ひとくち情報にも掲載されておりますとおり、手洗いや、咳エチケットといった基本的な感染症防止対策が重要であることには変わりませんので、いま一度御確認いただけたらと思います。

私からの説明は以上となります。

【奥澤部会長】 感染症の発生動向について御報告いただきましたが、何か御意見、御発言等ありますでしょうか。

田中委員、よろしくお願ひします。

【田中委員】 田中です。先ほど新型コロナウイルスの帰国者・接触者外来と、相談センターの話が出ましたけれど、今日から設置されたということによろしいですか。その辺りについて、もう少し詳しく、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

【井上企画調整課長】 当保健所におきまして、本日より帰国者・接触者相談センターの開設という形になっております。基本的に開設時間が9時から5時という形で開設をしているところでございます。既にプレス発表されているところですが、本日4時から、都庁で開催されます会議におきまして、夜間、休日等の相談センターの対応などについても情報提供があると聞いているところでございます。

【田中委員】 ありがとうございます。多分まだ決まっていないことでわからないことが多いと思うんですけども、今までどおり、37.5度以上で、呼吸器症状があつて、武漢関係、湖北省関係の方たちに対応する窓口ということによろしいですか。それ以外の方は

今までどおり厚生労働省のホームページ上の電話と、東京都の電話のほうで対応するという形でよろしいでしょうか。

【井上企画調整課長】 厚生労働省のほうでも、コールセンターをいち早く開設したわけですけれども、そちらへの相談、また、東京都におきましても独自にコールセンターを設置しているところではあります。開設時間は夜の9時までということで、朝9時から夜9時までという形になっておりまして、コールセンターにつきましては継続する方向であると聞いております。

その役割の違いですけれども、一般的な新型コロナウイルスに関する心配であるとかそういうことについてはコールセンターのほうにおかけいただく。そして、この保健所を中心とした帰国者・接触者相談センターはトリアージを行う使命がございますので、条件に合うような、非常に心配な、これは検査をしたほうがいいのか、医療機関に行って検査が必要ではなかろうかといったような方につきましては、保健所のほうに御連絡をいただきまして、そこでいろいろ状況をお聞きし、検査が必要な状況であるというような判断をした場合、保健所として対応していくという、いわゆるトリアージ機能をするという使い分けをさせていただき予定となっております。

【奥澤部会長】 よろしいですか。

【田中委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 他にはいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、続いて、ウの令和元年度課題別地域保健医療推進プランの取組について、事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤課長代理】 企画調整課企画調整担当の佐藤でございます。

私からは、令和元年度課題別地域保健医療推進プランの取組について御説明をいたします。資料12-1を御覧ください。

今年度、課題別地域保健医療推進プランにつきましては、保健所広報活動の新たな展開と題しまして、感染症予防を中心にした普及啓発に取り組んでおります。事業目標のところに記載がありますように、所内の広報手段・広報媒体を集約しまして、内容を検証しまして、所内の各課が連携して広報活動を展開し、相乗効果を上げることを目指しております。また、当保健所のオリジナルキャラクターであります「あらうさぎ」と「ますくま」を活用しまして、手洗いや咳エチケットなど、感染症予防策の普及啓発を行っております。

具体的な取組につきましては2ページを御覧ください。(1)の広報活動の検証、改善で

ございますけれども、まず所内で実施しています広報手段、普及啓発媒体等を集約しまして、所内で情報を共有いたしました。関係機関に通知を発送する際には、他の課の情報も同時に提供するなど工夫を行っております。例えば1月に圏域内の全飲食店向けに受動喫煙防止対策のリーフレットを送付しましたが、このときには感染症予防や、先ほど説明のありました食品表示法に関するリーフレットも同封をしております。

②でございますけれども、広報活動に関する所内研修も実施しました。株式会社キャンサーキャンの代表取締役であります福吉様を講師にお招きしまして、「伝えるために大切なたった一つのこと」というテーマで御講演をいただきました。受け手が知りたい情報が何なのかということ把握して、ターゲットを絞り込んで重要な情報をピンポイントで提供していくこと。人の目を引くキャッチコピーも大事というようなお話を伺いました。講演後に行ったグループワークでは、所内の各担当で作成しました実際のチラシを持ち寄りまして、それを題材に見直しを行っております。

③の研修後の改善の例ですけれども、例えば年3回発行しております保健所の情報紙「あなたにおくる健康情報」につきましては、A4両面刷りで今までたくさん文字を書き込むというパターンが多かったのですが、文字数をできるだけ少なくして、見やすさ、わかりやすさを重視するようにしております。

また、感染症予防の普及啓発チラシ、グッズにつきましては、オリジナルキャラクターの「ますくま」「あらうさぎ」を活用しました。本日お席に現物をお配りさせていただいておりますけれども、色の使い方ですとかデザイン、そういったものに少し統一感を持たせるように工夫をしております。

4ページを御覧いただきたいと思います。感染症予防の普及啓発のために、「ますくま」と「あらうさぎ」の着ぐるみを今年度作りました。そして、着ぐるみと一緒に、10月20日には清瀬市のきよせ市民まつり、10月29日には東久留米市で行いました歯ッピー大会、それから11月9日に行われております東村山市の市民健康のつどい、こういったところにお邪魔しまして、グッズやチラシを配らせていただきました。小さいお子さんだけでなく大人の方まで幅広い年齢層の皆さんに喜んでいただきまして、普及啓発の効果はあったかと考えております。

5ページを御覧いただきたいと思います。こちらはインフルエンザ予防のキャラクターで厚生労働省の「マメゾウくん」と「コマメちゃん」というキャラクターがあるんですが、こちらと当保健所の「あらうさぎ」「ますくま」がコラボしたポスターの画像を作りまして、

保健所のホームページのトップページに掲載をしております。今は別の画面になっておりますが、先週まで掲載しておりました。

こうした取組は圏域の各市でも行われておりました、少し参考に紹介させていただいておりますけれども、小平市と東村山市でも同様のポスターを作成しております。

それから、一番下に書いてありますが、現在、「あらうさぎ」と「ますくま」のテーマ曲を作っている最中ございまして、今後、動画の作成にも取り組んでいきたいと思っております。

最後の6ページ目でございますけれども、保健所のホームページのアクセス数について御紹介させていただきます。

今回作成しましたチラシやグッズにQRコードをつけまして、保健所のホームページの中のインフルエンザ予防のページに直接アクセスできるように工夫をしております。また、ホームページのトップ画面から画像をクリックすると、インフルエンザのページに直接アクセスするように工夫をしております。この工夫によってどのくらいアクセスが増えるのかということで、アクセス数をカウントしたところでございます。下のほうの表に、パソコンからのアクセス数、スマートフォンからのアクセス数と書いてあります。過去3年間のグラフでございますけれども、今年度、9月から急激に例年にないほどの伸びになっております。これは実は9月に圏域内の公立の中学校、ニュースでも出ていましたが、東村山市の中学校で都内での今季初の学級閉鎖があったという報道がありまして、おそらくこれが要因になっていると思っておりますが、9月からインフルエンザのページに非常にアクセスが増えているという状況でございます。その後、落ち着いております、それでも11月を見ますと一定のアクセス数があります。12月以降は集計作業中ございまして、まだわからないんですが、11月もそれほど落ちていない、逆に去年の数字と比べても、まだ高い数字ということでもありますので、今回の普及啓発の活動による効果も一定程度あったのではないかと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましても、季節性インフルエンザと同様に、手洗いですとか、咳エチケット、こうした基本的な対策が有効だと言われております。保健所としても引き続き積極的に広報活動に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

【奥澤部会長】 今年度、保健所で課題別地域保健医療推進プランとして取り組まれている感染症予防の普及啓発について報告いただきました。

この件について何か御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。
いかがでしょうか。

ただ今御報告のありました資料12-1の4ページに、きよせ市民まつりの会場で着ぐるみが活躍している様子が紹介されておりますけれども、清瀬市の矢ヶ崎委員、何か御発言がありましたらよろしくをお願いいたします。

【矢ヶ崎委員】 清瀬市の市民まつりでは、たまたま他の、こちらに載っております商工会の「ニンニンくん」という着ぐるみと、東京都からお借りした「ケンコウデスカマン」で、普及啓発をしようと思っていたところ、保健所からも参加していただきました、この他に、別のところの着ぐるみもいまして、たくさんの方の着ぐるみで子供が喜ぶような状況でございました。ぱっと見たときは、少し子供が怖がるかなという「ケンコウデスカマン」でしたけれども、たくさん着ぐるみがいると子供たちがわっと寄ってきて、結構楽しんでもらえたかなと思っております。

以上です。

【奥澤部会長】 突然の指名で、ありがとうございます。

他になれば、次のエの受動喫煙防止対策について、事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤課長代理】 それでは、資料13-1から13-5になります。

まず、13-1でございますけれども、今年の4月1日に改正健康増進法、それから東京都受動喫煙防止条例が全面施行となります。この2月から3月にかけて、東京都におきましては各区市町村と協力しましてカウントダウンキャンペーンを実施することにしております。資料13-1は当圏域におきまして実施する取組について記載したものでございます。まず、先ほど御紹介しましたけれども、1月16日に圏域内の全飲食店向けにチラシを配布しております。これは飲食店3,336件にチラシを配っております。

また、1月から3月にかけて東村山税務署におきましてチラシの配布に御協力をいただいております。それから、保健所で行います会議等においてもチラシを配布しております。

3月2日になりますと、FM西東京におきましてPRを行います。これは毎月第1月曜日に保健所の職員が生放送で出演しておりますけれども、3月2日は受動喫煙防止対策についてPRをさせていただきます。生放送でありますけれども、放送終了後もFM西東京のホームページからいつでも聞ける形になっております。

それから一番下の欄、圏域内のコミュニティバスにおきましても受動喫煙防止対策をPRしたいと考えております。今のところ小平市、東村山市、清瀬市に御協力をいただく予定となっております。

資料13-2は、昨年11月に圏域内各所でお配りしました、「あなたにおくる健康情報」でございます。全面施行は4月1日からですけれども、これまで段階的に施行されておきまして、全面施行が4月1日ということで、その流れがわかるような資料として圏域内にお配りをさせていただいております。

資料13-3が1月16日に発送いたしました飲食店向けのチラシになります。上のほう、新たなルールと書いてありますけれども、2020年4月1日からは、全ての施設において、原則屋内禁煙（基準を守った喫煙室でのみ、喫煙可能）となっております。また、喫煙室には、20歳未満の方は立入禁止。それから、禁煙なのか、喫煙なのか、そのお店に関する情報を標識、シールの形で掲示をしていただくということが新たなルールとして定められております。

真ん中のところですが、基本的に原則屋内禁煙なんですけど、一定の条件を満たす場合には喫煙可能で、その喫煙室の中で飲食も可能という例外の規定がございます。それが真ん中に書いてあるところなんですけど、まず、お店を1人で経営されている場合、従業員がいない場合で、客席面積が100平米以下、中小企業または個人経営、こういった条件を満たす場合には、禁煙にするか、あるいは喫煙可能室、あるいはお店全体を喫煙可能店にするという、選択ができる形になっております。喫煙可能室もしくは喫煙可能店にする場合には保健所に届出が必要となっております、1月6日から、この届出の受付を始めております。

このチラシをお配りさせていただきまして、これまでに圏域内の飲食店から約80件程度のお問合せを受けております。このうち実際に喫煙可能室あるいは喫煙可能店として設置するという届出がございましたのは、本日の時点で18件という形になっております。

今後も、この制度の周知に努めてまいりますので、数は少しずつ変わってくるかと思っております。

資料13-4、これは4月から全面施行されるということで、事業者向けに作ったリーフレットになります。そして、少し小さいサイズの13-5、こちらは一般都民向けに作ったものでございます。1月末に、このチラシが完成しまして、今後関係各所にこういったチラシを配布して、引き続き新たな制度の普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

す。

以上でございます。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今受動喫煙防止対策に係る普及啓発の取組について説明がありました。この件に関して何か御意見、御発言がありましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

榎本委員。

【榎本委員】 環境衛生協会のほうはあまり関係ないんですけども、知り合いの飲食店の方たちと話していて、まだこれが全然わかっていない方がたくさんいるんですよね。それこそ「従業員がいなかったら吸っていいんだよね」とか。届出なさいと書いてありましたけれども、そういうことを徹底してやらないと、おそらく相当混乱すると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

【奥澤部会長】 事務局、何かありますか。

【佐藤課長代理】 これまで飲食店向けには、9月の時点で、全店に一斉周知をさせていただいて、今回、1月16日に再度周知をしたんですけども、今御意見がありましたように、この制度が知られていない部分もあるようです。特に従業員がいなくて喫煙可能店にするとしても、もう一つ、二十歳未満の方の立入は禁止という条件がありまして、このあたりの理解がまだ伝わっていないのかなと感じております。その辺も含めて、更に周知に努めていきたいと思っております。

【榎本委員】 お願いします。

【奥澤部会長】 よろしいでしょうか。

他に御発言ありますか。

【長澤委員】 少し聞き漏らしてしまいましたが、先ほど80件の問合せがあったというのは、従業員がいる飲食店、いない飲食店、どちらも足しての80件なのかというのと、18件申請があったというのは、従業員がいない飲食店で保健所に届出が必要と言われた18件なのか、確認をさせてください。

【佐藤課長代理】 実は今回、このチラシを配る際、届出様式も定められておりましたが、それをあえて同封せずに送っております。届出様式が必要な場合には御連絡くださいという御案内をさせていただいております。それで保健所に電話があったのが80件程度ということになっております。

ただ、その中で、詳しくお話をさせていただくと、まずその要件、従業員がいない、100平米未満、それから個人経営、プラス、二十歳未満の方は入店できませんよということも御説明しますと、それだとやっぱり要件合わないねということになり、実際に出てきた届出は18件ということになっております。この18件につきましては全ての要件を満たしているものということで、私どもは届出を受理しております。

【奥澤部会長】 今の説明でよろしいですか。

他にいかがでしょうか。

【青柳委員】 西東京市でございます。いつもお世話になります。

昨年もちょうど薬物乱用防止キャンペーンのときに、西東京市のコミュニティバスだけ少し条件が合わなかったということなんですけれども、今回も同様なんでしょうか。これからでももし御協力できるようでしたら担当のほうに伝えようかと思うんです。

【佐藤課長代理】 昨年度のこともありますので、真っ先に西東京市に電話させていただきました。ただ、車内に掲示するチラシをひもでくくってかけていただくことを想定しておりまして、西東京市のコミュニティバスは、チラシをかけることはやっていないというお話でしたので、そういうことですと難しいかなということになりました。その他の方法で何かPRの方法があるようでしたら、また調整させていただきたいと思っております。

【青柳委員】 ぜひよろしく願います。

【奥澤部会長】 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは議事の最後、その他でございますが、事務局のほうで何かありますでしょうか。

事務局では特に用意がないということでございます。せっかくの機会ですので、委員の皆様から何か御発言があれば、よろしく願いいたします。また駆け足で進めてまいりましたけれど、全体を通して何か改めて御意見があれば、この場で御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

いろいろな貴重な御発言ありがとうございました。また円滑な議事運営に御協力をいただき、議事が無事終了いたしましたこと、感謝申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【福田生活環境安全課長】 長時間にわたりまして御討議いただきましてありがとうございました。

本日の御意見を参考に、保健所におきまして、今後更に各市、各機関、団体などと連携を強化していきたいと考えております。

また、本日御討議いただきました議事につきましては、令和2年度に開催いたします地域保健医療協議会に報告をさせていただきます。

それでは、これをもちまして令和元年度くらしの衛生部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会：午後2時29分